

**改正**

平成26年3月31日告示第22号

平成27年3月31日告示第28号

平成28年4月15日告示第54号

平成29年3月31日告示第35号

平成30年3月27日告示第26号

平成31年3月22日告示第26号

令和2年4月30日告示第40号

令和3年5月7日告示第68号

令和3年8月6日告示第87号

令和4年3月31日告示第55号

令和5年3月30日告示第29号

令和6年3月27日告示第44号

令和7年3月24日告示第39号

令和8年3月24日告示第34号

館山市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、地球温暖化の防止、エネルギーの安定確保並びに家庭におけるエネルギー利用の効率化及び最適化を図るため、住宅用設備等を導入する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することについて、館山市補助金等交付規則（平成19年規則第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象となる事業)

**第1条の2** 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次条に定める市内の住宅（店舗、事務所等との併用住宅を含む。以下同じ。）に次の各号に掲げる未使用の住宅用設備等（以下「補助対象設備」という。）を導入する事業とする。

- (1) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電システム
- (3) 窓の断熱改修

- (4) 電気自動車
- (5) プラグインハイブリッド自動車
- (6) V 2 H 充放電設備
- (7) 集合住宅用充電設備

2 補助対象設備の要件、補助対象経費及び補助基準額は、別表第 1 のとおりとする。  
(補助対象設備を導入する住宅)

**第 2 条** 補助対象設備を導入する住宅は、別表第 2 に規定する補助対象設備ごとの要件を満たすものとする。  
(補助金の交付対象者)

**第 3 条** 補助金の交付を受けることができる者は、別表第 3 及び別表第 4 の要件を満たす者とする。  
(補助対象経費及び補助金額)

**第 4 条** 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施する者が負担した設置費等のうち別表第 1 に示すものとする。

2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、設置費等に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては更に当該補助金の金額を控除した額とする。

3 補助金の額は、別表第 1 に定める補助基準額と補助対象経費の額を比較して、いずれか少ない額（1,000円未満の端数を生じるときは、これを切り捨てた額とする。）とする。

4 補助金は家庭用燃料電池システム（エネファーム）及び定置用リチウムイオン蓄電システムにあっては、一の住宅に 1 回（個人による集合住宅の専有部分において利用する設備の設置にあっては 1 戸に限り 1 回）に限り交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合

(2) 過去に補助金の交付を受けて設置した設備について、別表第 5 に定める期間を経過し、交換又は増設する場合

5 補助金は、窓の断熱改修及び V 2 H 充放電設備にあっては、一の住宅に 1 回（個人による集合住宅の専用部分において利用する設備の設置にあっては 1 戸に限り 1 回、マンション管理組合による窓の断熱改修にあっては 1 棟に限り 1 回）に限り交付する。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合は、この限りでない。

6 電気自動車等にあつては、導入する住宅において、補助対象設備の種類ごとに、申請者一人に

付き1回に限り補助金を交付する。

- 7 集合住宅用充電設備にあつては、導入する集合住宅において、補助対象設備の種類ごとに、同一の工事につき1回に限り交付する。

(交付の申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、館山市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「交付申請書」という。）に、別表第6及び別表第7に掲げる書類を添付して市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

(交付等の決定)

**第6条** 市長は、交付申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、館山市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

**第7条** 前条の規定により補助金の額の交付決定通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、館山市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書（別記第3様式）を市長に提出しなければならない。

(財産の管理)

**第8条** この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

**第9条** この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、市長が指定する期間（以下「財産処分制限期間」という。）は、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、館山市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認申請書（別記第4号様式）により、市長の承認を得た場合はこの限りでない。

- 2 財産処分制限期間は、別表第5のとおりとする。

- 3 市長は、第1項による承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認とすることを決定の上、館山市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認（不

承認) 通知書(別記第5号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

4 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による承認通知を受けた場合において、財産処分制限期間の満了日までの月数(1か月未満の期間は算入しない。)の割合に相当する補助金額(1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。)を返還しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合において、市長は返還すべき補助金額の全部又は一部を免除することができる。

(交付の決定の取消し等)

**第10条** 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたことが明らかになったとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、館山市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付決定取消通知書(別記第6号様式)により、その者に通知するものとする。

(補助金の返還)

**第11条** 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、交付済みの補助金があるときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(資料提供の協力)

**第12条** この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助対象設備を設置した者は、市長から設置効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力するよう努めるものとする。

(委任)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日告示第22号)

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(館山市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の廃止)

2 館山市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱(平成21年告示第67号)は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際現に廃止前の館山市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第7条の規定による交付の決定がされた住宅用太陽光発電システムの設置については、なお従前の例による。

**附 則**（平成27年3月31日告示第28号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年4月15日告示第54号）

この告示は、公示の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

**附 則**（平成29年3月31日告示第35号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年3月27日告示第26号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**（平成31年3月22日告示第26号）

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則**（令和2年4月30日告示第40号）

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則**（令和3年5月7日告示第68号）

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則**（令和3年8月6日告示第87号）

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則**（令和4年3月31日告示第55号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**（令和5年3月30日告示第29号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則**（令和6年3月27日告示第44号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

**附 則**（令和7年3月24日告示第39号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

**別表第1**（第1条の2第2項、第4条第1項及び第3項）

補助対象設備	補助対象設備の要件	補助対象経費	補助基準額
--------	-----------	--------	-------

の種類			
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているものであること。ただし、停電時自立運転機能を有するものに限る。	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）	上限100,000円
定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電気的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるものうち、国が令和6年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されて	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）	上限70,000円

	いるものであること。		
窓の断熱改修	<p>既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修（内窓の設置を含む。）するに当たり、国が令和6年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により窓・ガラスとして登録されているものであり、窓全体の熱貫流率U<sub>w</sub>が1.9以下のものであること。加えて、1室単位で外気に接する全ての窓の断熱化をすること。</p> <p>※室とは、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間をいう。</p> <p>（空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り（カーテン、ロールスクリーン等）は、居を区切る仕切りとして認められない。）</p> <p>補助対象：リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋、キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等</p>	<p>設備本体（ガラス、窓。ただし、網戸、雨戸等の窓付属部材費を除く。）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等）なお、ガラスが付随するドアそのもの（窓として登録されているものを除く。）の本体及びその交換に要する工事費は対象経費に含まない。</p>	<p>補助対象整備を設置する住宅が、別表第2「窓の断熱改修」第2号ア又はイに該当する場合 補助対象経費の額の1/4（上限80,000円）</p> <p>補助対象設備を設置する住宅が、別表第2「窓の断熱改修」第2号ウに該当する場合 補助対象経費の額の1/4（上限80,000円×改修を行う戸数）</p>

	<p>※例として、リビングとキッチン・階段・踊り場・廊下が壁、ドア、障子、襖等で仕切られておらず一体の場合は、キッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含め、1室と判断し、リビングの窓だけではなく、それらも含め断熱改修が必要となる。</p> <p>※換気小窓(障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓)、300×200mm以下のガラスを用いた窓、換気を目的としたジャロジー窓、テラスドア及び勝手口ドア、玄関ドアに付属する窓及びガラス等は、改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象とできる。なお、マンション等においては、1戸以上の窓の断熱改修を行う場合、エントランス、ロビー、階段、廊下等の、居住の用に供していない共用部分の窓の断熱改修についても補助対象とできる。</p>		
電気自動車	電池によって駆動される電	電気自動車本体の購入費	住宅用太陽光発電設備

<p>動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。)で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。</p> <p>(1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したものの(中古の輸入車の初度登録車を除く。)であること。</p> <p>(2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。</p> <p>(3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。</p> <p>(4) 国が令和6年度以降</p>		<p>及びV2H充放電設備を併設する場合 上限150,000円</p> <p>住宅用太陽光発電設備を併設する場合 上限100,000円</p>
--	--	---

	<p>に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。</p>		
<p>プラグインハイブリッド自動車</p>	<p>電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。</p> <p>(1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したものの(中古の輸入車の初度登録車を除く。)であること。</p> <p>(2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。</p> <p>(3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年</p>	<p>プラグインハイブリッド自動車本体の購入費</p>	<p>住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合 上限150,000円</p> <p>住宅用太陽光発電設備を併設する場合 上限100,000円</p>

	<p>度内の日付であること。</p> <p>(4) 国が令和6年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリッド自動車であること。</p>		
V2H充放電設備	<p>電気自動車等と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和6年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。</p>	V2H充放電設備本体の購入費	<p>補助対象経費の額の1/10</p> <p>上限250,000円</p>
集合住宅用充電設備	<p>集合住宅の管理者等が電気自動車等に充電するために設置する以下の設備のうち、国が令和6年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。</p> <p>(1) 急速充電設備</p> <p>電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能</p>	<p>急速充電設備、普通充電設備、蓄電池付急速充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド本体の購入費</p>	<p>住民のみ充電設備を利用可能とする場合であり、かつ国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金を併用する場合</p> <p>設備本体の購入費に係る国の補助金額×1/3</p> <p>(上限500,000円×設置する充電設備の基数</p>

	<p>を共に有する,一基当たりの定格出力が10kW以上のもので,充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。</p> <p>(2) 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する,一基当たりの定格出力が10kW未満のもので,充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。</p> <p>(3) 蓄電池付急速充電設備 主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた,一基当たりの定格出力が50kW以上の急速充電設備で充電コネクタ、ケーブルその他装備一式を備えたものをいう。</p> <p>(4) 充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。</p> <p>(5) 充電用コンセントスタンド</p>	<p>(複数口の充電設備にあっては,その口数)</p> <p>住民のみ充電設備を利用可能とする場合であり,かつ国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金を併用しない場合 設備本体の購入費に係る国の補助金額を基準とし,その基準額の1/3 (上限500,000円×設置する充電設備の基数 (複数口の充電設備にあっては,その口数))</p> <p>住民以外も充電設備を利用可能とする場合 設備本体の購入費に係る国の補助金額×2/3 (上限1,000,000円×設置する充電設備の基数 (複数口の充電設備にあっては,その口</p>
--	---	---

	(4)を装備する盤状又は筒状の筐体をいう。		数) )
--	-----------------------	--	------

別表第2 (第2条)

補助対象設備の種類	補助対象設備を導入する住宅の要件
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 補助対象事業を実施する者自らが所有し居住する住宅</p> <p>(2) 補助対象事業を実施する者自らが居住するために新築する住宅</p> <p>(3) 補助対象事業を実施する者が居住するために取得する、未使用の設備があらかじめ設置された住宅</p> <p>(4) 第三者が所有し、補助対象事業を実施する者自らが居住する住宅</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>(1) 市への交付申請の日までに住宅用太陽光発電設備 (太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型の設備であって、設置された住宅において電気が消費されるものをいう。以下同じ。) が設置されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助対象事業を実施する者自らが所有し居住する住宅</p> <p>イ 補助対象事業を実施する者自らが居住するために新築する住宅</p> <p>ウ 補助対象事業を実施する者が居住するために取得する、未使用の設備があらかじめ設置された住宅</p> <p>エ 第三者が所有し、補助対象事業を実施する者自らが居住する住宅</p>
窓の断熱改修	<p>(1) 窓の断熱改修の工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助対象事業を実施する者自らが所有し居住する住宅</p> <p>イ 第三者が所有し、補助対象事業を実施する者自らが居住する住宅</p> <p>ウ 補助対象事業を実施する者が管理し、市内に所在する共同住宅</p>

	又は長屋（以下「マンション等」という。）
電気自動車等	<p>(1) 市への交付申請の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車等に充電できる住宅であること。</p> <p>(2) 市への交付申請の日までに補助対象事業を実施する者自らが居住する住宅であること。</p> <p>(3) 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、市への交付申請の日までにV2H充放電設備を設置している住宅であること。</p>
V2H充放電設備	<p>(1) 市への交付申請の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車等が導入されていること。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助対象事業を実施する者自らが所有し居住する住宅</p> <p>イ 補助対象事業を実施する者自らが居住するために新築する住宅</p> <p>ウ 補助対象事業を実施する者が居住するために取得する、未使用の設備があらかじめ設置された住宅</p> <p>エ 第三者が所有し、補助対象事業を実施する者自らが居住する住宅</p>
集合住宅用充電設備	<p>(1) 既存のマンション等であり、設備はマンション等に属する駐車場（平置き、立体自走、機械式等）における充電設備として居住者が利用できるものであること。</p> <p>(2) 住民以外も充電設備を利用可能な場合の補助を受けようとするときは、市への交付申請の日までに、集合住宅用充電設備を設置するマンション等の敷地の外から、住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされた案内板が確認できること。</p>

**別表第3（第3条）**

補助対象設備の種類	補助対象者の要件（共通要件）
第1条の2に掲げる全ての補助対象設備	<p>(1) 市税等の滞納がないこと。</p> <p>(2) 設備の設置費等を負担し、設備等を所有（電気自動車等にあつては、所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）で購入し、</p>

	<p>所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む。) すること。</p> <p>(3) 補助対象設備の導入をリースで行う場合には、設置者とリース事業者が共同で補助対象事業を行うものとする。また、リース事業者は、リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元するものとする。なお、リース契約については、次のいずれかを満たすことを要件とする。</p> <p>ア リース期間が第9条第2項に規定する財産処分制限期間以上の契約となっていること。</p> <p>イ アを満たさない場合は、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていること。</p> <p>(4) 館山市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条に規定する暴力団員でないこと。</p> <p>(5) 申請をする年度（以下「申請年度」という。）内に補助対象設備の設置工事を開始し、申請日までに補助対象設備の設置を完了していること。なお、住宅建設業者等から補助対象設備が設置された市内の住宅を購入した場合は、申請年度の4月1日から申請日までの間に住宅の引き渡し完了していること。</p>
--	--

**別表第4（第3条）**

補助対象設備の種類	補助対象者の要件（補助対象設備ごとの要件）
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	<p>(1) 市内に住所を有する個人であること。</p> <p>(2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助対象事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助対象事業の実施について同意を得ていること。</p> <p>(3) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、この要綱等に基づく補助を受けていないこと。ただし、過去に補助を受けた補助対象設備について、別表第5に記載のある財産処分制限期間を経過し、これを交換し、又は増設するに当たり、新たに補</p>

	<p>助対象設備を設置する場合は、この限りでない。</p>
<p>定置用リチウムイオン蓄電システム</p>	<p>(1) 市内に住所を有する個人であること。</p> <p>(2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助対象事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助対象事業の実施について同意を得ていること。</p> <p>(3) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、この要綱等に基づく補助を受けていないこと。ただし、過去に補助を受けた補助対象設備について、別表第5に記載のある財産処分制限期間を経過し、これを交換し、又は増設するに当たり、新たに補助対象設備を設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 申請者自らと同一の世帯を構成する者が、千葉県以外の同種の補助金の交付を重複して受けていないこと。</p>
<p>窓の断熱改修</p>	<p>補助対象設備を設置する住宅が、別表第2「窓の断熱改修」の第2号ア又はイに該当する場合</p> <p>(1) 市内に住所を有する個人であること。</p> <p>(2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助対象事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助対象事業の実施について同意を得ていること。</p> <p>(3) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、この要綱等に基づく補助を受けていないこと。</p>
	<p>補助対象設備を設置する住宅が、別表第2「窓の断熱改修」の第2号ウに該当する場合</p> <p>(1) 補助対象設備を設置する市内のマンション等のマンション管理組合であること。</p> <p>(2) 補助対象設備を設置するマンション等において、この要綱に基づき同じ種類の補助対象設備の補助を受けていないこと。</p>
<p>電気自動車等</p>	<p>(1) 市内に住所を有する個人であること。</p>

	(2) 補助対象設備を導入する住宅において、導入する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、申請者がこの要綱に基づく補助を受けていないこと。
V2H充放電設備	(1) 市内に住所を有する個人であること。 (2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助対象事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助対象事業の実施について同意を得ていること。 (3) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、この要綱等に基づく補助を受けていないこと。
集合住宅用充電設備	(1) 補助対象設備を設置する館山市内のマンション等のマンション管理組合又は所有者であること。 (2) 補助対象設備の設置に当たって、国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の交付決定通知を受けていること。ただし、住民のみ充電設備を利用可能とする場合の補助を受けようとするときは、この限りでない。 (3) 同一の工事において、この要綱に基づき同じ種類の補助対象設備の補助を受けていないこと。

**別表第5（第4条第4項第2号及び第9条第2項）**

補助対象設備の種類	財産処分制限期間
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	6年
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年
窓の断熱改修	10年
電気自動車等	4年
V2H充放電設備	5年
集合住宅用充電設備	5年

**別表第6（第5条）**

補助対象設備の種類	交付申請書の添付書類（共通して必要となるもの）
-----------	-------------------------

<p>第1条の2に掲げる全ての補助対象設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助対象設備の概要（別記第7号様式）</li> <li>(2) 補助対象設備の設置等に係る経費の支払いを証する書類（リース契約により設備を導入する場合は、リース事業者が購入する設備等の購入費又は工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し）</li> <li>(3) 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳を証する書類（工事開始日及び完了日又は建売住宅の引渡し日、補助対象設備の型式等が不明である場合はそれらを明らかにする書類を添付すること。）</li> <li>(4) 貸与料金の算定根拠明細書（別記第8号様式）（補助対象設備の導入をリースで行う場合のみ）</li> <li>(5) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し</li> <li>(6) 補助対象住宅の位置図</li> <li>(7) 補助金の交付申請の日前7日以内に作成された市税等完納証明書（別記第9号様式）（市税等の納付状況の確認に同意した者は不要）</li> <li>(8) リース事業者の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書。補助対象設備の導入をリースで行う場合のみ）</li> <li>(9) 国その他の団体からの補助金を受ける場合は、その額を証する書類</li> <li>(10) その他市長が必要と認める書類</li> </ul>
---------------------------	--

**別表第7（第5条）**

補助対象設備の種類	交付申請書の添付書類（補助対象設備ごとに必要となるもの）
<p>家庭用燃料電池システム（エネファーム）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助対象設備の設置図面</li> <li>(2) 補助対象設備の設置工事着工前及び着工後の現況写真（補助対象設備の設置場所を写したもの）</li> <li>(3) 設置した補助対象設備が未使用のものであることを確認できる書類の写し</li> <li>(4) 現住所を確認できる本人確認書類（免許証等）の写し（住民登録の確認に同意した者は不要）</li> </ul>
<p>定置用リチウムイオン蓄電システム</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助対象設備の設置図面</li> <li>(2) 補助対象設備の設置工事着工前及び着工後の現況写真（補助対象</li> </ul>

	<p>設備の設置場所を写したもの)</p> <p>(3) 設置した補助対象設備が未使用のものであることを確認できる書類の写し</p> <p>(4) 補助対象設備を設置する住宅が別表第2「定置用リチウムイオン蓄電システム」の第1号に該当することを証明する書類</p> <p>(5) 現住所を確認できる本人確認書類（免許証等）の写し（住民登録の確認に同意した者は不要）</p>
窓の断熱改修	<p>補助対象設備を設置する住宅が、別表第2「窓の断熱改修」の第2号ア又はイに該当する場合</p> <p>(1) 補助対象設備の設置図面（平面図，立面図）</p> <p>(2) 補助対象設備の設置工事着工前及び着工後の現況写真（住宅全体を写したものと及び補助対象設備の設置場所を写したもの）</p> <p>(3) 補助対象設備を設置する住宅が別表第2「窓の断熱改修」の第1号に該当することを証する書類</p> <p>(4) 設置した補助対象設備が未使用のものであることを確認できる書類の写し</p> <p>(5) 現住所を確認できる本人確認書類（免許証等）の写し（住民登録の確認に同意した者は不要）</p> <hr/> <p>補助対象設備を設置する住宅が、別表第2「窓の断熱改修」の第2号ウに該当する場合</p> <p>(1) 補助対象設備の設置図面（平面図，立面図）</p> <p>(2) 補助対象設備の設置工事着工前及び着工後の現況写真（住宅全体を写したものと及び補助対象設備の設置場所を写したもの）</p> <p>(3) 補助対象設備を設置する住宅が別表第2「窓の断熱改修」の第1号に該当することを証する書類</p> <p>(4) 設置した補助対象設備が未使用のものであることを確認できる書類の写し</p> <p>(5) マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）の写し及び代表者の本人確認書類（免許証等）</p>

	<p>の写し（補助対象事業を実施する者が法人格をもたないマンション管理組合である場合のみ）</p> <p>(6) マンション等であることを証する書類（建築確認通知書，建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条の規定による確認済証，賃貸契約書等で，マンション等であることが明記されている書類）の写し（補助対象事業を実施する者がマンション管理組合である場合のみ）</p>
電気自動車等	<p>(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真（電気自動車等を保管場所において撮影した写真）</p> <p>(2) 電気自動車等を購入する者が居住する住宅が別表第 2 「電気自動車等」の第 1 号に該当することを証する書類</p> <p>(3) 住宅用太陽光発電設備及び V 2 H 充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは，V 2 H 充放電設備を設置していることを証する書類</p> <p>(4) 自動車検査証記録事項の写し</p> <p>(5) 現住所を確認できる本人確認書類（免許証等）の写し（住民登録の確認に同意した者は不要）</p>
V 2 H 充放電設備	<p>(1) 補助対象設備の設置図面</p> <p>(2) 補助対象設備の設置工事着工前及び着工後の現況写真（補助対象設備の設置場所を写したもの）</p> <p>(3) 補助対象設備を設置する住宅が別表第 2 「V 2 H 充放電設備」の第 1 号に該当することを証する書類</p> <p>(4) 設置した補助対象設備が未使用のものであることを確認できる書類の写し</p> <p>(5) 現住所を確認できる本人確認書類（免許証等）の写し（住民登録の確認に同意した者は不要）</p>
集合住宅用充電設備	<p>(1) 補助対象設備の設置図面</p> <p>(2) 補助対象設備の設置工事着工前及び着工後の現況写真（住宅全体を写したものと補助対象設備の設置場所を写したもの。）</p>

- (3) 一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した実績報告書類一式の写し（クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の申請をしている場合に限り必要）
- (4) 前号の実績報告に係る申請の額の確定書類の写し（一般社団法人次世代自動車振興センターへ変更の申請をしている場合のみ）
- (5) マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）の写し及び代表者の本人確認書類（免許証等）の写し（補助対象事業を実施する者が法人格をもたないマンション管理組合である場合のみ）
- (6) マンション等であることを証する書類（建築確認通知書，建築基準法第6条の規定による確認済証，賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類）の写し（補助対象事業を実施する者がマンション管理組合である場合のみ）
- (7) 住民以外も充電設備を利用可能な場合の補助を受けようとするときは，マンション等の敷地の外から撮影した，住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされた案内板と周囲の景観が確認できる写真
- (8) 申請者個人の本人確認書類（免許証等）の写し（補助対象事業を実施する者が個人である場合のみ）
- (9) 設置した補助対象設備が未使用のものであることを確認できる書類の写し

別表第5（第4条第4項第2号及び第9条第2項）

補助対象設備の種類	財産処分制限期間
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	6年
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年
窓の断熱改修	10年
電気自動車等	4年
V2H充放電設備	5年

集合住宅用充電設備	5年
-----------	----